

○刑事部科学捜査研究所顧問の設置に関する訓令

(昭和55年4月1日島根県警察訓令第5号)

(目的)

第1条 この訓令は、科学捜査の推進を図るため、刑事部科学捜査研究所顧問（以下「顧問」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(顧問)

第2条 刑事部科学捜査研究所（以下「研究所」という。）に顧問を置くことができる。

(委嘱)

第3条 刑事部科学捜査研究所長は、学識経験者の中から顧問として適任者を選考し、顧問推薦書（様式第1号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に推薦するものとする。

2 本部長は前項により推せんされた者の中で顧問として適当と認められる者に、委嘱状（様式第2号）を交付して顧問を委嘱するものとする。

(任務)

第4条 顧問は、次の各号に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 警察が嘱託する鑑定及び検査
- (2) 刑事部科学捜査研究所員（以下「研究所員」という。）の研修に関する協力

(任期)

第5条 顧問の任期は、2年とする。ただし、再委嘱をすることができる。

(名簿)

第6条 研究所に顧問名簿（様式第3号）を備え付け、異動の都度整理しなければならない。

(連絡協調)

第7条 研究所員は、第4条の任務が円滑に推進されるように顧問と緊密な連携を保ち、相互に連絡協調しなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 犯罪科学研究所の運営に関する訓令（昭和44年島根県警察訓令第24号）は、廃止する。

附 則（平成28年7月28日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

顧問推薦書

刑事部科学捜査研究所長

本籍			
住所			
氏名		職業	
		生年月日	
新規、更新の別			
学歴 (最終学校)			
資格 経歴			
推薦理由 (新規の場合のみ)			
備考			

第 号
年 月 日

殿

島根県警察本部長 印

委 嘱 状

あなたを島根県警察本部刑事部科学捜査研究所顧問に委嘱します

期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

様式第3号（第6条関係）

科学捜査研究所顧問名簿

番号	本籍・住所	氏名 生年月日	職業	委嘱年月日	備考